

## 廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）取扱要領

### 第1 交付の対象となる事業の細目基準

廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第4条に規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

- (1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染特措法施行規則」という。）第25条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第2項に規定する基準に適合した特定廃棄物（放射性物質汚染対策特措法第20条に定めるものをいう。）の処分を行うことができる施設であること。
- (2) 本事業において整備する施設において一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に定めるものをいう。）の処分を行う場合にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第1項第1号から第6号まで、第11号、第13号及び第15号、産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に定めるものをいう。）の処分を行う場合にあつては、同規則第12条及び第12条の2第9項の規定による技術上の基準に適合したものであること。
- (3) 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、本事業に係る管理・運営体制が整備されていること。
- (4) 本事業の推進に当たって、先進的技術を活用した安全なリサイクル事業を推進するとともに、資源循環技術の情報発信及び地元の雇用創出等を通じて、帰還困難区域の復興再生及び産業創生が図られるものであること。
- (5) 補助事業の市場採算性に関する知見を蓄積すると同時に、稼働開始後5年間は、必要に応じて環境大臣に必要な情報を提供し、必要な指示を受けなければならないこと。
- (6) 不燃性廃棄物のリサイクルにより、国が実施する特定廃棄物の最終処分又は中間貯蔵を行う量の低減に資するよう、本事業の実施により得られた知見・ノウハウを国に提供するように努めること。

### 第2 交付の対象となる事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること。

- (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものである。

- (2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を增強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものである。

### 第3 交付の対象となる廃棄物処理施設の範囲

- (1) 廃棄物の再生利用に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
  - (ア) 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
  - (イ) 破碎設備、選別設備、圧縮設備、混合設備、その他廃棄物の再生に必要な設備
  - (ウ) 廃棄物資源化設備
  - (エ) 放射線量測定設備
  - (オ) 廃棄物分析設備
  - (カ) 廃棄物収集運搬車の整備
  - (キ) 搬出設備
  - (ク) 排水処理設備
  - (ケ) 再生利用に必要な保管・展示のための設備
  - (コ) 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - (サ) 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - (シ) 前各号の設備の設置に必要な建築物
- (2) (1)の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
  - (ア) 管理棟
  - (イ) 構内道路
  - (ウ) 構内排水設備
  - (エ) 搬入車両に係る洗車設備
  - (オ) 構内照明設備
  - (カ) 門、囲障
  - (キ) 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
  - (ク) 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - (ケ) (1)の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

### 第4 補助対象事業費の算定要領

- 1 工事費について
  - (1) 本工事費の区分
    - ア 本工事費は、事業の主体をなす施設の工事費であって、次のものについて算定すること。
      - (ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費
      - (イ) (ア)の設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費（住民説明等情報公開及び環境教育の用に供する部分に限る。）
    - イ 付帯工事費は、事業の主体をなす施設の工事施行に伴い必要な付帯工事に要する経費であり、次のものについて算定すること。
      - (ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費
      - (イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費及び除染に要する経費を含む。）
      - (ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金
      - (エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事
  - (2) 直接工事費

## ア 材料費

材料費は工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の (ア) 及び (イ) によるものとする。

### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

### (イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

## イ 労務費

労務費は、工事を施行するために必要な労務の費用とし、その算定は次の (ア) 及び (イ) によるものとする。

### (ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

### (イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものである。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

## (3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものである。

特殊製品は、交付要綱別表第 1 の付表に掲げるもののほか次のものが該当すること。

### ア コンクリート製品

(ア) ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）

(イ) 杭（境界、PC、RC）

(ウ) 板（PC、RC）

(エ) 柱（PC、RC）

(オ) 矢板（PC、RC）

(カ) 管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）

(キ) 集水ます、街蓋、方格材、RC桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

### イ 鉄鋼及び金属製品

(ア) 桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）

(イ) 杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）

(ウ) 鋼柱（照明、標識）

(エ) 矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）

- (オ) 管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- (カ) 支保工用H形鋼
- (キ) 簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- (ク) ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

ウ ゴム・合成樹脂製品

- (ア) 合成樹脂管
- (イ) ドレンホース
- (ウ) 吸出防止材

エ 電気製品

電気材料及び機器

オ その他

- (ア) 石綿管
- (イ) 陶管
- (ウ) 視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- (エ) 継手

カ 半製品

- (ア) 生コンクリート
- (イ) 生アスファルト合材
- (ウ) 凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ア 管理事務室 イ 管理制御室 ウ 作業員控室 エ 試験室 オ 宿直室  
カ 仮眠室 キ 浴室 ク 湯沸室 コ 食堂 サ 洗面所 シ 換気設備  
ス 冷暖房設備 セ 通信設備 ソ 昇降機 タ その他施設の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車両の搬入・退出・焼却残渣等の搬出及び施設の維持管理に必要な車両等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車両の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車両の搬入・退出・焼却残渣等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 調査費

調査費は、工事を施行するために必要な調査、測量、試験、設計等に要する経費であること。

2 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限り算定することができること。